

令和 4 年度 第 2 回 岐阜県木の国・山の国県民会議

(仮称) 森林サービス産業推進協議会について

岐阜県 林政部 森林活用推進課

1 「森林サービス産業」について

○「森林サービス産業」とは？

- ・健康、観光、教育等の多様な分野が、森林資源のひとつである森林空間と繋がることにより創出される、**森林空間利用に係る新たなサービス産業**。
- ・山村地域が主体となった、**山村振興に資する持続可能な産業**。
- ・「森林サービス産業」を通じて、**木材生産以外の多様な手段と機会での雇用と収入機会の安定化・多様化が確保**され、**地域ブランド力の向上**に貢献。

※創出・推進が期待される組み合わせパターン

森林空間(山村地域)×「企業の健康経営・働き方改革の実施、企業の研修・教育、遊び・スポーツ、癒し、幼児教育」etc...



観光

教育

健康



○山村振興に、なぜ「森林サービス産業」が必要？

- ・人口減少・少子高齢化社会の到来を迎えるなかで、**林業の成長産業化とともに、その基盤を支える山村地域の振興を図ることが不可欠**。
- ・山村地域の振興策として、木材以外の**森林資源を利用して安定した雇用と収入機会を確保させることが重要**。



「林業の成長産業化」と「森林サービス産業」が車の両輪となり、山村振興・地方創生に向けて取り組むことが不可欠。

2 岐阜県内の「森林サービス産業」を育成する趣旨

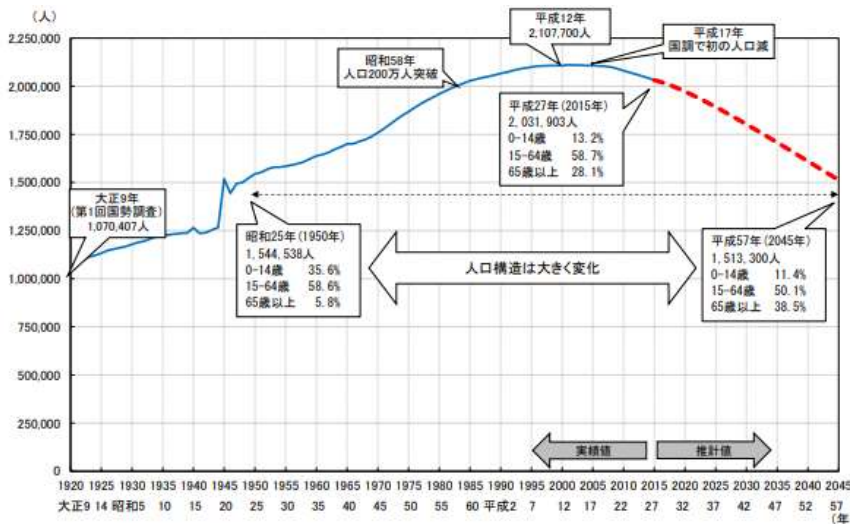
新型コロナウイルス感染症の感染拡大や都市住民の健康志向の高まりから、都市型（室内）の活動が見直され、自然を活かした野外活動、サテライトオフィス、移住定住等が注目されています。

山村地域では、第一次産業を中心に産業の停滞や若者の流出が続いており、都市部のニーズに対応できる施設や体験メニュー等を持たず、収益を生む構造が構築されていません。

豊かな価値を有する森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用することで、山村地域に新たな雇用と収入機会を生み出す、森林サービス産業の育成に取り組む必要があります。

そのためには、市町村や企業等と連携し、推進体制の整備、プログラムの開発、人材育成、拠点施設の整備等、地域で活躍する企業・団体等を育成するための支援が必要です。

■岐阜県の人口の推移と将来の見通し 出典:岐阜県人口ビジョン(平成29年7月改訂版)

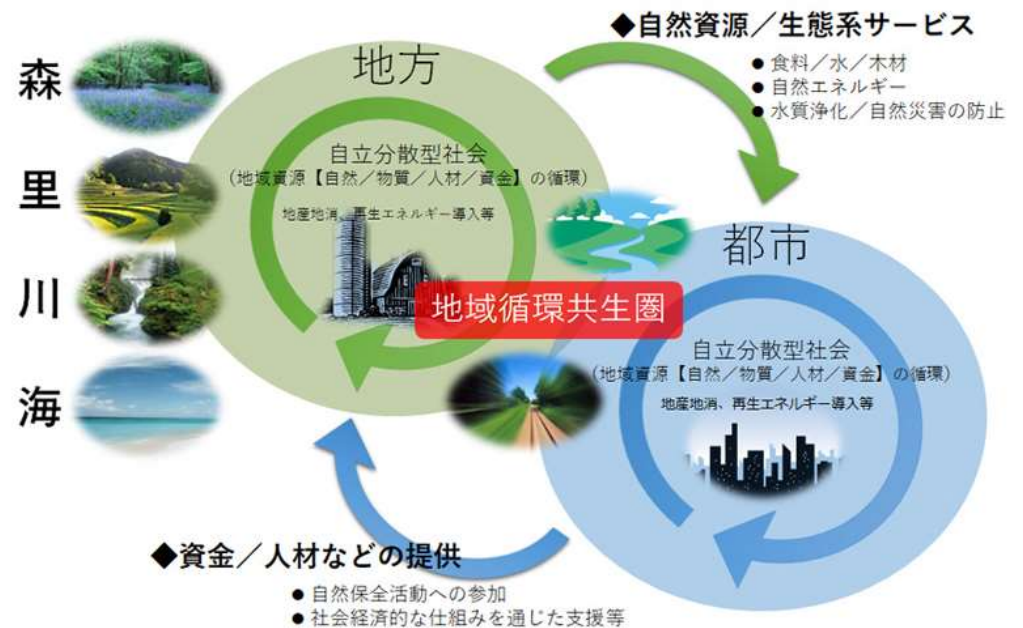


■全国及び山村の平均所得



資料 総務省自治税務局「H30市町村税課税状況等の調査」から推計

■地域循環共生圏



地域循環共生圏とは ～地域が自立し、支え合う関係づくり～

出典:環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/nature/morisatokawaumi/kyouseiken.html>)

3 「（仮称）森林サービス産業推進協議会」の概要

（1）協議会設立の目的

岐阜県の豊かで多くの価値を有する森林空間を、観光、健康、教育などの多様な分野に活用することで、山村地域に新たな雇用と収入機会を生み出す森林サービス産業の育成と普及に取り組む。

（2）協議会で支援する「森林サービス産業」の範囲

○森林空間を活用して収入と雇用を生み出す新たなビジネス。

<具体的な事業例>

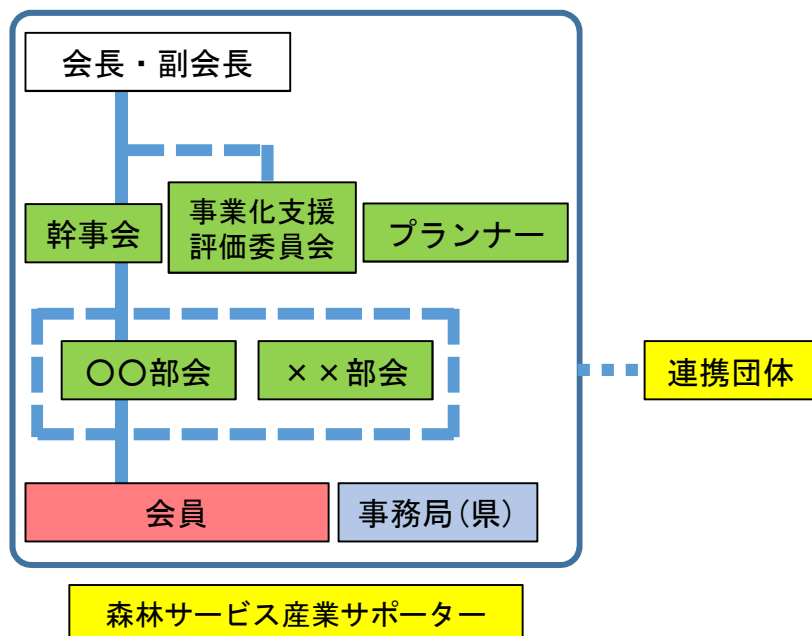
健康分野	教育分野	観光分野	その他
<ul style="list-style-type: none">○クアオルトウォーキング○森ヨガ など	<ul style="list-style-type: none">○教育キャンプ○森のようちえん○森林環境教育○社員研修 など	<ul style="list-style-type: none">○森林内アスレチック○キャンプ場・グランピング○自然体験ツアー○森林スポーツ など	<ul style="list-style-type: none">○木工体験 など

※大規模開発を行う事業は要検討

※産業としてのゴルフ・スキーは対象外

4 協議会の組織体制

協議会組織図



(1) 幹事会

- ・協議会の運営に関する意思決定、総会に付議すべき事項等の審議
- ・幹事は、森林サービス産業を推進する上で中核となる会員から選出（選出方法は要検討）

(2) 小部会

- ・必要に応じ希望する会員により設置（総会での承認が必要）
- ・会員が提案する個別課題を検討

(3) 事業化支援評価委員会

- ・新規事業者（会員）の事業計画、又は既存事業者（会員）の事業拡大計画等への評価・助言の実施
- ・委員は会員から選出。必要に応じ専門家の招聘も可

(4) プランナー

- ・事業者をサポートする専門家
- ・起業者を企画段階から事業開始まで一貫してサポート
- ※県が専門家に委託、委嘱

(5) 事務局

- ・岐阜県林政部森林活用推進課内に設置
- ※数年後を目途に民間へ移行

(6) 連携団体（協賛企業、教育機関、観光協会、メディア等）

- ・協議会を支えていただく団体として、協議会から委嘱
- ・広報、地元情報の提供、技術の提供、融資等の支援を実施

5 会員

(1) 会員とは

<対象者>

- ・ 森林サービス産業事業を営む事業者等
- ・ 森林サービス産業事業の起業等に興味・関心のある個人・団体・事業者等
- ・ 森林空間を所有・管理している個人・団体・事業者等
- ・ 市町村

<会費>

一般会員：1万円/年 市町村会員：無料

- ・ 徴収した会費は協議会の独自事業（情報発信、交流会の開催など）に使用

(2) 森林サービス産業サポーターとは

<対象者>

- ・ 岐阜県の森林サービス産業に関心・興味があり、応援していただける個人・団体

6 協議会の役割・事業

(1) 役割

- ① 岐阜県内で事業を実施又は計画している事業者への支援
- ② 岐阜県内の森林サービス産業の情報発信

(2) 協議会の独自事業

【広報による森林サービスの認知度向上】

- ・ 会員の事業内容や協議会活動等をPR（専用ポータルサイト等）
- ・ 都市部のイベントへ出展しての協議会の取り組み（起業支援等）をPR
- ・ 取り組みPR用のチラシ、パンフレット等の作成

【メールマガジンによる各種情報の提供】

- ・ 会員の事業内容紹介、イベント、補助事業等の情報提供（サポーターにも送付）等

【会員向けの各種セミナー等の開催】

- ・ ビジネスモデルや成功事例発表、森林サービス産業の動向、会員同士の交流会 等

【異業種交流の促進】

- ・ ビジネスマッチング促進に向けた異業種交流会の開催

【分野別小部会による課題解決】

- ・ 必要に応じて分野別小部会を設置し、各分野における個別課題の解決に向けた検討を実施

(3) 県が協議会と連携して行う事業

【相談窓口の設置】

- ・森林サービス産業の新規事業者及び既存事業者の課題解決のための窓口を設置

【人材の育成】

- ・事業の起業に必要となる森林機能の保全や活用に関する専門研修・認証の実施
- ・事業者のニーズに合わせた研修等の実施

【事業化支援】

- ・新規事業者の起業及び既存事業者の事業拡大等に向けたサポート
内容：課題解決のアドバイス、企画・アイデア練り上げ、事業計画作成、事業化準備等の支援
- ・プログラム開発等の支援
- ・拠点施設、歩道、休憩施設等の新設及び既存施設改修等への支援

【その他の支援】

- ・森林サービス産業に関連する各種規制等の整理・確認及び、その課題等について対応を検討
- ・エビデンスの取得に向けた支援の検討
- ・森林を利用する際の公的なルールの検討(県独自ルール策定, 又は国ルール策定への働きかけ)

(4) 市町村会員の役割

【官民連携による森林サービス産業の推進】

- ・市町村有林や施設等を活用した官民連携の検討
- ・活用可能な森林情報の提供(会員から事業地の相談があった場合、協議会から市町村に照会)

【地元調整への協力】

- ・地域、森林所有者と森林サービス産業事業者との調整への協力

7 設立までのスケジュール

年月 項目	令和4年度										令和5年度以降	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
設立準備委員会	第1回 (6/8)	第2回 (7/21)		第3回 (9/7) 協議会設立 構想の策定								
(仮称)森林サービス産業推進協議会	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>会員募集</p> <p>市町村・林業事業者への説明会</p> <p>案内チラシ郵送</p> <p>普及促進セミナー(11/15)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>随時会員募集</p> </div> </div>											
	総会・事業							設立総会 (1月下旬)				幹事会の開催<2回/年>
県										会員のニーズ調査		協議会事業の実施
											予算の決定	R5県事業の実施